

答申第61号
平成16年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三様

個人情報保護審議会
会長 山下淳

収集の制限の例外について（答申）

平成16年4月12日付け諮問第3号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、収集の制限の例外について適當と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適當と認める理由等

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第6条では、特定建築物所有者等は建築物環境衛生管理技術者を選任することとされ、同法施行規則第5条では、原則、建築物環境衛生管理技術者は2つ以上の特定建築物で選任されではならず、職務遂行に支障がない場合のみ兼任が認められています。

しかしながら、県は、県内の保健所を設置する市の区域以外の区域（以下「県所管区域」という。）での建築物環境衛生管理技術者の選任状況を確認することはできますが、県内の保健所を設置する市の区域及び他の都道府県の区域での選任状況を確認することはできないため、県所管区域との兼任の状況を確認することはできません。

そこで、都道府県及び保健所を設置する市等が保有している建築物環境衛生管理技術者に係る情報（建築物名称、所管自治体、区市町村、町名番地、免状番号）を厚生労働省に提供して、厚生労働省が構築した全国規模の「特定建築物データベース」から、これらの情報を収集することによって、県所管区域との兼任の状況を確認することができるようになります。

厚生労働省から収集する免状番号は、それだけでは個人識別性はありませんが、法第5条の規定により県に届出のあった建築物環境衛生管理技術者については、その届書に記載された情報と照合することによって、個人を識別することが容易であることから、個人情報を収集することになります。

しかしながら、建築物環境衛生管理技術者の県所管区域との兼任の状況を確認し、もって、法の適正な運用を図り、県民の公衆衛生の向上に寄与するためには、厚生労働省から都道府県及び保健所を設置する市等が保有している建築物環境衛生管理技術者の選任状況に係る情報を収集することが必要であると認められます。

答申第62号
平成16年4月24日

兵庫県知事 井戸 敏三様

個人情報保護審議会
会長 山下淳

利用及び提供の制限の例外について（答申）

平成16年4月12日付け諮問第3号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外について適當と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適當と認める理由等

1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第6条では、特定建築物所有者等は建築物環境衛生管理技術者を選任することとされ、同法施行規則第5条では、原則、建築物環境衛生管理技術者は2つ以上の特定建築物で選任されることはならず、職務遂行に支障がない場合のみ兼任が認められています。

しかしながら、県は、県内の保健所を設置する市の区域以外の区域（以下「県所管区域」という。）での建築物環境衛生管理技術者の選任状況を確認することはできますが、県内の保健所を設置する市の区域及び他の都道府県の区域での選任状況を確認することはできないため、県所管区域との兼任の状況を確認することはできません。

そこで、都道府県及び保健所を設置する市等が保有している建築物環境衛生管理技術者に係る情報（建築物名称、所管自治体、区市町村、町名番地、免状番号）を厚生労働省に提供し、厚生労働省において全国規模での「特定建築物データベース」を構築することによって、県所管区域との兼任の状況を確認することができるようになります。

厚生労働省に提供する免状番号は、それだけでは個人識別性はありませんが、厚生労働省が法第7条の規定により、建築物環境衛生管理技術者の免状を交付しているため、そのリストと照合することによって、個人を識別することが容易であることから、厚生労働省に対して個人情報を提供することになります。

しかしながら、県が保有している建築物環境衛生管理技術者に係る個人情報を厚生労働省に提供することは、厚生労働省において「特定建築物データベース」を構築し、法の適正な運用を図るために必要なものと認められます。

このことから、本件情報を当初の収集目的以外に提供することは、公益上の必要があり、適當であると認められます。

2 次のことを通じて、個人情報が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められます。

（1）提供する個人情報は、選任状況の確認という目的を達成するために、必要最小

限のものに限定していること。

(2) 提供先において、漏えい等がなきよう安全対策を図ることとし、データベースにはパスワード管理が施され、関係者以外は使用できないように配慮されていること。

(3) 届出時、業界団体への通知等により、周知を図ることとしていること。